第32号様式（第２条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ列４番）

エックス線装置等設置届出事項変更届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　香川県　　　保健所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理者　住　　所

氏　　名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法第15条第３項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院又は  診療所 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 変更（変更予定）年月日 | | 年　　　　月　　　　日 |
| 変更事項 | |  |
| 変更前 | |  |
| 変更後 | |  |
| 変更の理由 | |  |

備考　１　欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

　　　２　装置、診療室、使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は治療患者の病室に変更がある場合は、変更内容の分かる平面図及び側面図を添付してください。

　　　３　エックス線装置に係る変更については、変更の日から10日以内に届け出てください。